

聖路加看護学会 会則

第一章 総則

- 第1条 本会は、聖路加看護学会（St. Luke's Society for Nursing Research）と称す。
- 第2条 本会の事務局を聖路加看護大学内に置く。
- 第3条 本会は、会員相互の学術的研鑽および交流をはかることで、看護実践の向上と看護学の発展を目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 学術大会の開催
 - (2) 総会の開催
 - (3) 学会誌の発行
 - (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第二章 会員

- 第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、看護学の研究、看護実践、看護教育に携わる者で、理事会の承認を得た者とする。
- 2 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。
 - 3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、評議員会の議を経て理事長が除名することができる。
 - 4 本会の会員は次のとおりとする。
 - (1) 正会員
 - (2) 名誉会員
- 第6条 本会に入会を認められた者は、所定の入会金および年会費を納入しなければならない。既納入会金および年会費は返還されない。
- 2 本会の名誉会員は、本学会の発展に多大なる貢献をした者とする。理事会が推薦し、総会で承認を得る。
- 第7条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。
- (1) 退会
 - (2) 会費の滞納（3年間）
 - (3) 死亡または失踪宣告
 - (4) 除名

第三章 役員・評議員および学術大会会長

- 第8条 本会に次の役員を置き、その任期は、3年とし再任を妨げない。但し、引き続き6年を越えて在任することはできない。
- (1) 理事長 1名
 - (2) 理事 6名
 - (3) 監事 2名
 - (4) その他 理事長が指名した理事若干名
- 第9条 役員を選出は、次のとおりとする。
- (1) 理事長は理事の互選により選出し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
 - (2) 第8条の(2)および(3)に規定する理事および監事は、評議員の中から選挙で選出し総会の承認を得る。
 - (3) 第8条の(4)に規定する理事長が指名する理事は、理事会の承認を得る。この場合、その旨を直近の総会に報告する。
 - (4) 役員に欠員が生じた時は、理事会で新たに推薦・決定し、残任期間その任に当たるものとする。
- 第10条 役員は次の職務を行う。
- (1) 理事長は、本会を代表し会務を統括する。
 - (2) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
 - (3) 監事は、本会の事業および会計を監査する。
- 第11条 本会に評議員を置く。評議員は、会員の中から選挙で選出する。
- 第12条 評議員の任期は、3年とし再選を妨げない。但し、引き続き6年を越えて在任することはできない。
- 2 評議員に欠員が生じた時は、評議員会で新たに推薦・決定し、残任期間その任に当たるものとする。
- 第13条 評議員は、評議員会を組織し、この会則に定める事項のほか理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第14条 本会に学術大会会長を置く。

第15条 学術大会会長は、評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

第16条 学術大会会長は、学術大会を主催する。

第四章 会議

第17条 本会に次の会議を置く。

(1) 理事会

(2) 評議員会

第18条 理事会は、理事長が理事、監事および理事長が必要と認めた者を招集して開催し、理事長が議長となる。

2 理事会は、毎年1回以上開催する。但し、理事の3分の1以上の請求があった時には、理事長は臨時に理事会を開催しなければならない。

3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立とする。

4 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決する。

第19条 評議員会は、理事長が評議員および理事長が必要と認めた者を招集して開催し、理事長が議長となる。

2 評議員会は毎年1回開催する。但し、評議員の3分の1以上の請求があった時および理事会が必要と認めた時には、理事長は臨時に評議員会を開催しなければならない。

3 評議員会は評議員の過半数の出席をもって成立とする。

4 評議員会の議決は、出席した評議員の過半数をもって決する。

第五章 総会

第20条 総会は理事長が招集し、学術大会会長が議長となる。

2 総会は、毎年1回開催する。但し、会員の5分の1以上の請求があった時および理事会が必要と認めた時には、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。

3 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立とする。

第21条 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) その他理事会が必要と認めた事項

第22条 総会における議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第六章 学術大会

第23条 学術大会は、毎年1回開催する。

第24条 学術大会会長は、学術大会の企画運営を審議するため、学術大会企画委員を委嘱し、委員会を組織する。

第七章 委員会

第25条 第4条に定めた事業を推進するために委員会を置く。

第八章 会計

第26条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日で終わる。

第九章 会則の変更

第27条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

2 前項の承認は、第22条の規定に関わらず出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第十章 雑則

第28条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成8年9月15日から施行する。

2 この会則は、平成14年9月28日から施行する。

3 この会則は、平成16年9月26日から施行する。

4 この会則は、平成21年9月26日から施行する。